

災害救助法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年 9月26日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県規則第85号

災害救助法施行細則の一部を改正する規則

災害救助法施行細則（昭和35年鳥取県規則第10号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;"><u>鳥取県災害救助法施行細則</u></p> <p>別表第1（第5条関係） 救助の程度、方法及び期間</p> <p>1 収容施設の供与 (1) 避難所 ア～ウ 略 エ ウに掲げる費用は、次に掲げる額の範囲内とする。ただし、高齢者、障害者その他日常生活において特別な配慮を必要とする者（以下「高齢者等」という。）を収容する避難所にあつては、当該特別な配慮のために必要なその地域における通常の実費を次に掲げる額に加算した額の範囲内とする。 (ア) 基本額     <u>避難所設置費 1人1日当たり 300円</u></p> <p>(イ) 略 オ 略</p> <p>(2) 応急仮設住宅 ア及びイ 略 ウ 応急仮設住宅の1戸当たりの規模は、29.7平方メートルを基準とし、その設置のため支出することができる費用は、1戸当たり<u>2,366,000円</u>以内とする。 エ～ク 略</p> <p>2 略</p> <p>3 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与 (1)及び(2) 略 (3) 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与のため支出することができる費用は、季別及</p>	<p style="text-align: center;"><u>災害救助法施行細則</u></p> <p>別表第1（第5条関係） 救助の程度、方法及び期間</p> <p>1 収容施設の供与 (1) 避難所 ア～ウ 略 エ ウに掲げる費用は、次に掲げる額の範囲内とする。ただし、高齢者、障害者その他日常生活において特別な配慮を必要とする者（以下「高齢者等」という。）を収容する避難所にあつては、当該特別な配慮のために必要なその地域における通常の実費を次に掲げる額に加算した額の範囲内とする。 (ア) 基本額     <u>避難所設置費 100人1日当たり 30,000円</u></p> <p>(イ) 略 オ 略</p> <p>(2) 応急仮設住宅 ア及びイ 略 ウ 応急仮設住宅の1戸当たりの規模は、29.7平方メートルを基準とし、その設置のため支出することができる費用は、1戸当たり<u>2,342,000円</u>以内とする。 エ～ク 略</p> <p>2 略</p> <p>3 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与 (1)及び(2) 略 (3) 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与のため支出することができる費用は、季別及</p>

び世帯区分により1世帯当たり次の額の範囲内とする。

ア 住家の全壊、全焼又は流失により被害を受けた世帯

季別	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上1人を増すごとに加算する額
夏季〔4月1日から9月30日まで〕	17,300円	22,300円	32,800円	39,300円	49,800円	7,300円
冬季〔10月1日から翌年3月31日まで〕	28,600円	37,000円	51,600円	60,500円	75,900円	10,400円

備考 略

イ 住家の半壊、半焼又は床上浸水により被害を受けた世帯

季別	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上1人を増すごとに加算する額
夏季〔4月1日から9月30日まで〕	略	7,600円	11,400円	13,800円	17,500円	略
冬季〔10月1日から翌年3月31日まで〕	9,100円	12,000円	16,900円	20,000円	25,400円	略

備考 略

(4) 略

4及び5 略

6 災害にかかった住宅の応急修理

(1) 略

(2) 住宅の応急修理は、居室、炊事場、便所等日常生活に必要最小限度の部分に対して、現物をもって行うものとし、その修理のため支出できる費用は、1世帯当たり510,000円以内とする。

(3) 略

7 略

8 学用品の給与

(1) 学用品の給与は、住家の全壊、全焼、流失、半壊、半焼又は床上浸水により学用品を喪失又はき損し、就学上支障のある小学校児童(特別支援学校の小学部児童を含む。以下同じ。)、中学校生徒(中等教育学校の前期課程

び世帯区分により1世帯当たり次の額の範囲内とする。

ア 住家の全壊、全焼又は流失により被害を受けた世帯

季別	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上1人を増すごとに加算する額
夏季〔4月1日から9月30日まで〕	17,200円	22,100円	32,600円	39,000円	49,500円	7,200円
冬季〔10月1日から翌年3月31日まで〕	28,400円	36,700円	51,200円	60,100円	75,400円	10,300円

備考 略

イ 住家の半壊、半焼又は床上浸水により被害を受けた世帯

季別	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上1人を増すごとに加算する額
夏季〔4月1日から9月30日まで〕	略	7,500円	11,300円	13,700円	17,400円	略
冬季〔10月1日から翌年3月31日まで〕	9,000円	11,900円	16,800円	19,900円	25,200円	略

備考 略

(4) 略

4及び5 略

6 災害にかかった住宅の応急修理

(1) 略

(2) 住宅の応急修理は、居室、炊事場、便所等日常生活に必要最小限度の部分に対して、現物をもって行うものとし、その修理のため支出できる費用は、1世帯当たり500,000円以内とする。

(3) 略

7 略

8 学用品の給与

(1) 学用品の給与は、住家の全壊、全焼、流失、半壊、半焼又は床上浸水により学用品を喪失又はき損し、就学上支障のある小学校児童(盲学校、聾学校及び養護学校(以下「特殊教育諸学校」という。))の小学部児童を含む。以

及び特別支援学校の中学部生徒を含む。以下同じ。)及び高等学校等生徒(高等学校(定時制の課程及び通信制の課程を含む。)、中等教育学校の後期課程(定時制の課程及び通信制の課程を含む。)、特別支援学校の高等部、高等専門学校、専修学校及び各種学校の生徒をいう。以下同じ。)に対して行う。

(2)~(4) 略

9~11 略

12 災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているもの(以下「障害物」という。)の除去

(1) 略

(2) 障害物の除去のため支出することができる費用は、ロープ、スコップその他除去のため必要な機械、器具等の借上費又は購入費、輸送費、賃金職員等雇上費等とし、1世帯当たり137,500円以内とする。

(3) 略

13 略

様式第10号(第14条関係)

実 費 弁 償 請 求 書 略

災害救助法施行規則第5条の規定に基づき、下記のとおり実費弁償を請求する。

年 月 日

鳥取県知事 氏 名様

住 所

(法人その他の団体にあつては、  
主たる事務所の所在地)

職 業

(法人その他の団体にあつては、  
事業の種類)

氏 名

(法人その他の団体にあつては、  
その名称及び代表者名)

( 経 由 )

記

1~6 略

備考 災害救助法第24条第2項の規定により地方運

下同じ。)、中学校生徒(中等教育学校の前期課程及び特殊教育諸学校の中学部生徒を含む。以下同じ。)及び高等学校等生徒(高等学校(定時制の課程及び通信制の課程を含む。)、中等教育学校の後期課程(定時制の課程及び通信制の課程を含む。))、特殊教育諸学校の高等部、高等専門学校、専修学校及び各種学校の生徒をいう。以下同じ。)に対して行う。

(2)~(4) 略

9~11 略

12 災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているもの(以下「障害物」という。)の除去

(1) 略

(2) 障害物の除去のため支出することができる費用は、ロープ、スコップその他除去のため必要な機械、器具等の借上費又は購入費、輸送費、賃金職員等雇上費等とし、1世帯当たり137,000円以内とする。

(3) 略

13 略

様式第10号(第14条関係)

実 費 弁 償 請 求 書 略

災害救助法施行規則第5条の規定に基づき、下記のとおり実費弁償を請求する。

年 月 日

鳥取県知事 氏 名様

住 所

(法人その他の団体にあつては、  
主たる事務所の所在地)

職 業

(法人その他の団体にあつては、  
事業の種類)

氏 名

(法人その他の団体にあつては、  
その名称及び代表者名)

( 経 由 )

記

1~6 略

備考 災害救助法第24条第2項の規定により地方運

輸局長（運輸監理部長を含む。）が発した従事命令に基づき救助に関する業務に従事した者にあつては、当該地方運輸局長（運輸監理部長を含む。）を経由して知事に提出すること。

様式第12号（第16条関係）

災害救助法による（療養・休業・障害・遺族・葬祭・打切）扶助金支給申請書  
下記のとおり 扶助金を請求する。

年 月 日  
鳥取県知事 氏 名様  
住 所  
氏 名 ㊞  
（ 経 由 ）

略

備 考

- 1 略
- 2 法第24条第2項の規定により地方運輸局長（運輸監理部長を含む。）が発した従事命令に基づき救助に関する業務に従事した者にあつては、当該地方運輸局長（運輸監理部長を含む。）を経由して知事に提出すること。

輸局長（海運監理部長を含む。）が発した従事命令に基づき救助に関する業務に従事した者にあつては、当該地方運輸局長（海運監理部長を含む。）を経由して知事に提出すること。

様式第12号（第16条関係）

災害救助法による（療養・休業・障害・遺族・葬祭・打切）扶助金支給申請書  
下記のとおり 扶助金を請求する。

年 月 日  
鳥取県知事 氏 名様  
住 所  
氏 名 ㊞  
（ 経 由 ）

略

備 考

- 1 略
- 2 法第24条第2項の規定により地方運輸局長（海運監理部長を含む。）が発した従事命令に基づき救助に関する業務に従事した者にあつては、当該地方運輸局長（海運監理部長を含む。）を経由して知事に提出すること。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。